

## 研修 2 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進

### ねらい

- 「学校いじめ防止基本方針」の内容及び「学校いじめ対策委員会」の役割を十分に理解する。
- 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、全教職員が確実に取り組むべき事項を確認する。

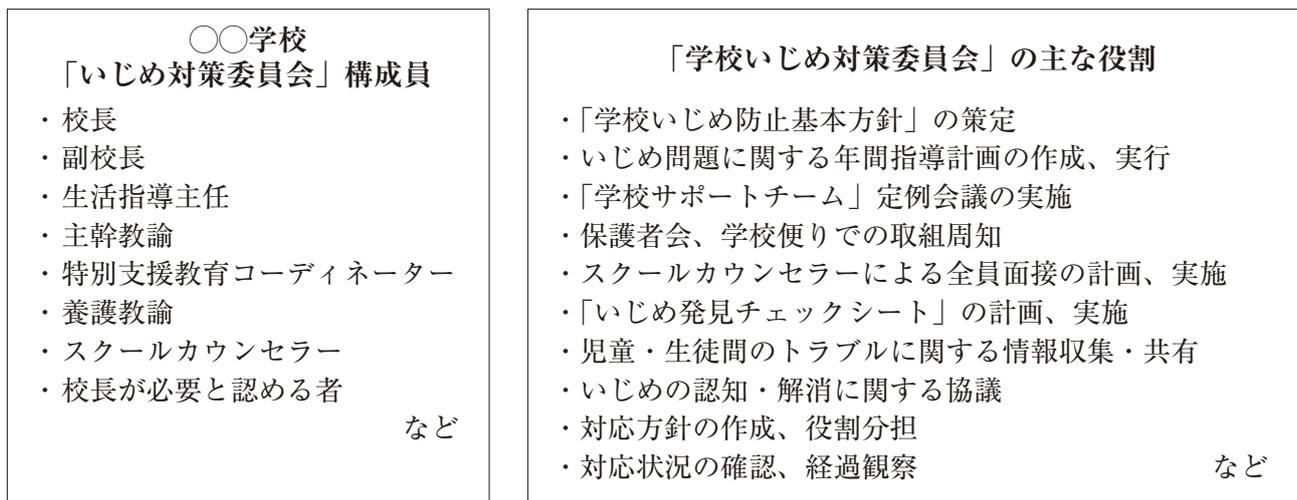
### 取組の内容例

#### 1 「学校いじめ防止基本方針」の内容を確認する。

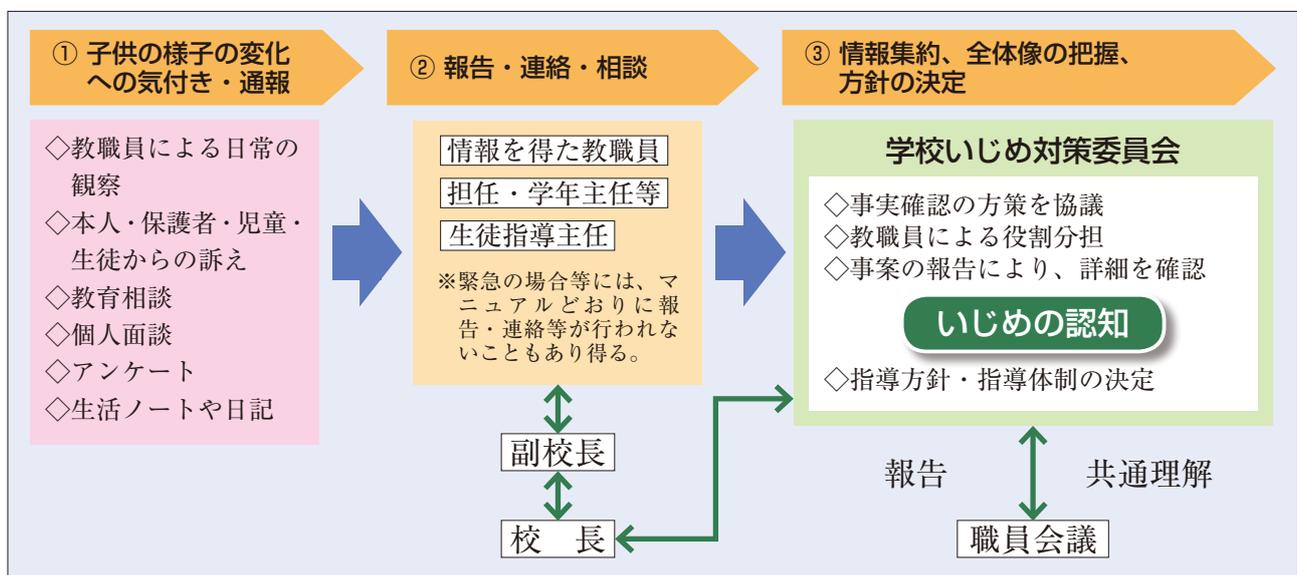
準 備：「学校いじめ防止基本方針」

内容例：いじめ防止に関する基本的な考え方、いじめ防止のための組織、いじめ防止年間計画、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめを認知した場合の対応、重大事態への対処、関係機関との連携 等

#### 2 「学校いじめ対策委員会」の構成員、役割を確認する。



#### 3 「学校いじめ対策委員会」でいじめを認知する。



## 研修に当たっての確認事項

### 「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的な対応の推進

#### ◆「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底

##### 【いじめ防止対策推進法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

実効性をあげるかどうかの鍵は、教職員による「学校いじめ防止基本方針」の方針に基づく取組の徹底にあります。学校として決定した取組を全教職員が確実に実行することや、学校として決めた手順に従って全教職員が対処していくことが重要です。一方で、緊急性や重大性に応じて臨機応変に対応できるようにしておくことも大切です。取組の中で不都合がある場合は、その都度、「学校いじめ対策委員会」で見直しを行います。また、全ての教職員が保護者等に対して、分かりやすい言葉で、基本方針の概要を説明できるようにすることも重要です。

##### 【いじめ防止対策推進法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

「学校いじめ対策委員会」の構成員と役割を明確にするとともに、一人一人の教職員が児童・生徒のトラブル等気になる様子に気付いた場合、どのような手順や方法で、委員会に報告するのかを共通に理解できるようにすることが不可欠です。

また委員会は、定期的に会議を行い、いじめやいじめの疑いのある事案について情報を共有したり、各事案への対応を協議したりする役割を果たす必要があります。

#### 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知までの流れ

##### ① いじめの疑い、発見・通報

好意で行った言動や意図せずに行った言動であっても、被害の子供が心身の苦痛を感じているかどうか鑑み、いじめを見逃すことがあってはなりません。また、児童・生徒や保護者から、「いじめではないか。」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から組織的に対応することが必要です。

##### ② 報告・連絡・相談

いじめの疑いに気付く、いじめの兆候を発見する、通報を受けるなどした教職員は、一人で抱え込んで解決しようとすることなく、迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告します。緊急の場合等、事案に応じては、マニュアルどおりの対応が行われないこともあり得ますが、最終的に校長が判断できる体制を整えることが求められます。

##### ③ 情報集約、全体像の把握、方針の決定

「学校いじめ対策委員会」は、校長の指示の下、事実確認の方策について協議します。協議の結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告します。「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、「いじめ」の定義に基づき、いじめを認知します。「学校いじめ対策委員会」は、指導方針及び指導体制を決定し、職員会議等で共通理解を図り、指導に当たります。

①②③の手続きが遅滞なく行われるようにするため、教職員の構成や規模等の学校の実態に応じて、学校として基本となる報告の流れを決めておくことが大切です。

## 研修 3 いじめ問題の解消に向けた組織的な取組

### ねらい

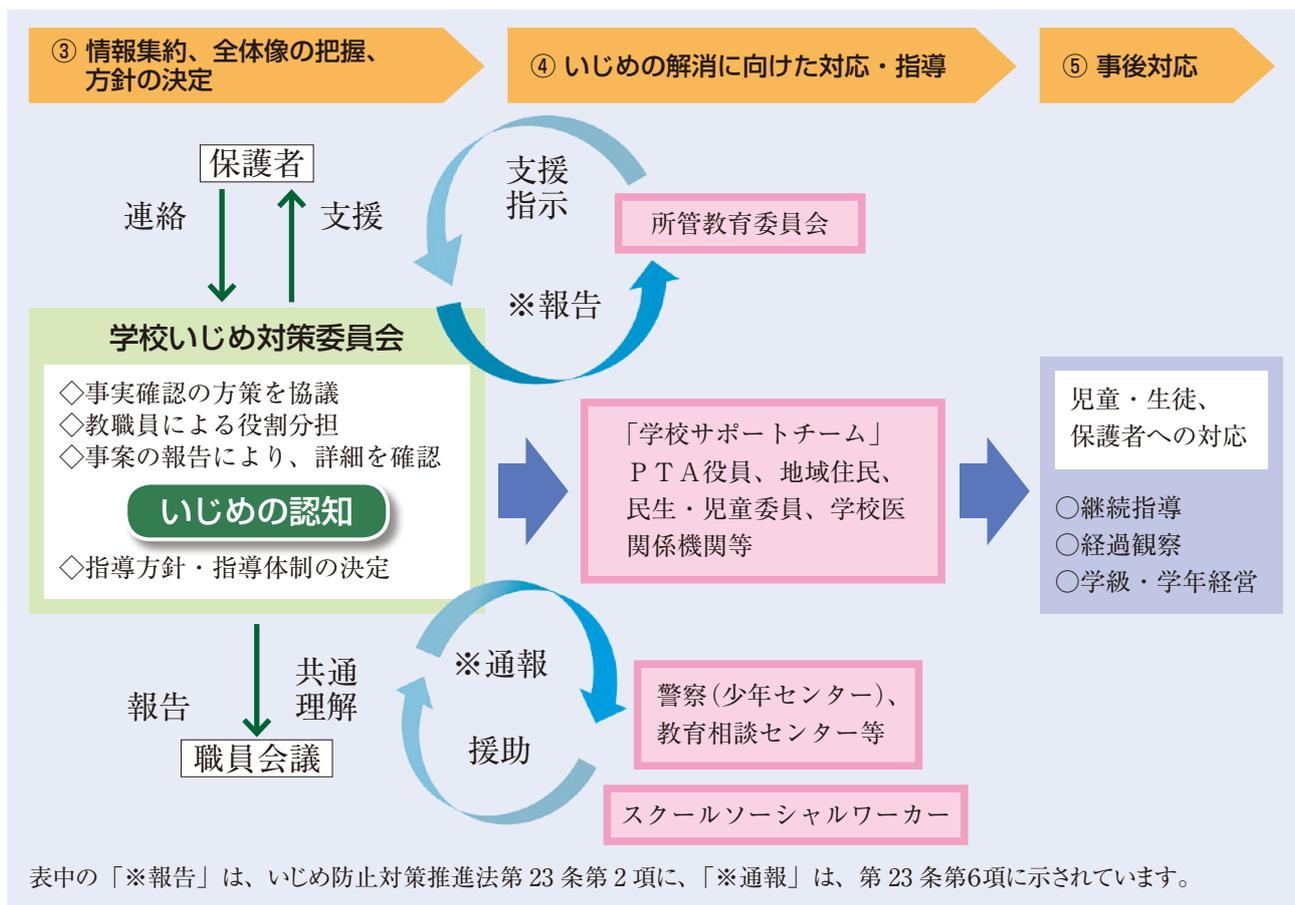
- 「学校いじめ対策委員会」により認知されたいじめを、迅速かつ適切に解消するための組織的な体制や、保護者、地域、関係機関等との連携・協力体制を整える。

### 取組の内容例

#### 1 早期対応のための組織的な取組や対応について考える。

- ① 研修 2 「3 『学校いじめ対策委員会』でいじめを認知する」(74 ページ) を振り返り、「学校いじめ対策委員会」におけるいじめの認知までの過程を確認する。
- ② 研修 8 (86 ページから 94 ページまで) から事例を選択し、事案に応じた対応及び関係機関等との連携・協力体制について話し合う。

#### (いじめの解消に向けた関係機関等との連携・協力体制の例)



#### 2 早期対応のための取組について共通理解を図る。

- ① 「学校いじめ対策委員会」におけるいじめの認知から事後対応までの過程や、どの段階でどのような関係機関等と連携するのかについて検討する。
- ② 連携を必要とする主な関係機関等の役割及び業務内容を確認する。

## 研修に当たっての確認事項

### 一人で抱え込まず、「組織」として対応する

#### ◆ 教職員による重大事態の定義の確実な理解

学校の組織的対応にもかかわらず、重大事態に至ってしまう事案も起こり得ます。そのために、全ての教職員が、日頃から、いじめ防止対策推進法に規定されている重大事態の定義を正しく理解していることが求められます。その上で、重大事態が発生した場合には、法に基づく調査の実施と関係者間の緊密な連携による迅速かつ適切な対応が必要となります。

##### 【いじめ防止対策推進法】

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

児童・生徒や保護者から、「金銭をとられた。」、「暴力を受けた。」、「いじめにより学校に行けなくなった。」などの申立てがあったときは、必ず重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。

### いじめの解消に向けた組織的な指導体制の例

#### ④ いじめの解消に向けた対応・指導

- ・ 学校は、被害の子供や加害の子供に対して、専門的な支援や指導が必要な場合は、速やかに「学校サポートチーム」を招集し、役割分担をして、問題の解決に向けての対応を図ります。また、PTAや地域住民等が被害の子供・加害の子供の保護者に働き掛けることに効果があると考えられる場合には、PTA役員を招集したり、学校運営協議会を開催したりして、協力を依頼します。社会全体でいじめ問題の解決を図る視点から、必要に応じて、民生・児童委員など広く地域住民と情報を共有することが大切です。
- ・ 暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事案については、教職員が、所轄警察署や児童相談所等と連携し、加害の子供に対して毅然とした態度で指導を行います。特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害の子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事案については、ためらうことなく直ちに、所轄警察署に通報し、援助を求めます。
- ・ 加害の子供の保護者が、自分の子供の指導に悩んだり、指導することが困難になったりしている場合などには、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、保護者に対して心理的な面や福祉的な面からの支援を行います。

#### ⑤ 事後対応

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした。」、「謝罪した。」、「楽しそうに会話する姿が見られるようになった。」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の子供への対応を終えてしまうことがあってはなりません。当該児童・生徒の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続し、状況を「学校いじめ対策委員会」に報告します。いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策委員会」が児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断します。

## 研修 4 いじめを生まない環境づくり

### ねらい

- いじめを生まない、見て見ぬ振りをしない学級、学校を作り、いじめの未然防止に向けて児童・生徒の意識を高める。

### 取組の内容例

#### 1 いじめを生まない環境づくりの二つの視点について知る。

##### いじめを生まない環境づくりの視点

###### 居場所づくり

児童・生徒が、自己肯定感をもてる場所を教職員が作り出すこと。

###### きずなづくり

主体的に取り組む協同的な活動を通して、児童・生徒自身が心の結び付きや信頼感を深め、自尊感情を高めていくこと。

#### 2 「居場所づくり」「きずなづくり」における指導のポイントについて考える。

- 友達や教職員との信頼関係の構築 ○ 魅力ある授業 ○ 児童・生徒の規範意識の醸成
- 児童・生徒の自己肯定感や自尊感情を高める指導 ○ 児童・生徒の人権意識を高める指導 など

#### 3 「居場所づくり」「きずなづくり」の具体的な取組を話し合う。

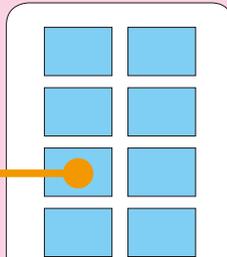
- 2に示した五つのポイントについて、①現在の取組、②取組の意図、③取組に当たっての留意点、の3点を話し合う。

##### 例（模造紙の例）

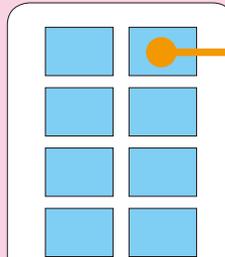
- ① 特別活動や行事等を見学・生徒の工夫で企画・運営している。
- ② 児童・生徒の仲間意識を育むとともに、集団への所属感を高める。
- ③ 児童・生徒それぞれの個性が発揮できるような役割や場面を設定する。

##### 「居場所づくり」「きずなづくり」

###### 信頼関係の構築



###### 自尊感情や自己肯定感を高める



- ① 各教科等において、自尊感情や自己肯定感を高めることに重点を置いた年間指導計画を作成する。
- ② 各教科等の指導で、自尊感情や自己肯定感を高める。
- ③ 各教科等の目標や学習内容を踏まえた上で、自尊感情や自己肯定感に関する視点を位置付ける。

#### 4 研修のまとめ

- 学校（学年）として、統一的な取組を構築する。

## 研修に当たっての確認事項

### いじめが起きにくい学級環境・学校環境

児童・生徒が、安心・安全に過ごすことができる学級や学校にしていくこと（居場所づくり）が、いじめの未然防止の第1段階です。また、思いやりや規範意識、相手や周りを気遣う態度、他者や集団との関わりを大切にしたいという意欲を育むことも大切です。こうした気持ちを児童・生徒に育んでおかなければ、知識を与えただけ、技能を訓練しただけにとどまり、いじめの未然防止にはつながりません。児童・生徒自らが、実際に他者と関わり合う中で、より良い生活を築いていこうとする思いをもつ場や機会を提供していくこと（きずなづくりのための場づくり）が、いじめの未然防止の第2段階です。

#### ◆「心の居場所づくり」を意識した取組を行う上での留意点

- ・ 一人一人を大切にすることを基本に置き、教職員と子供、子供同士の好ましい人間関係を育む。
- ・ 個に応じた指導の工夫などにより、児童・生徒が学びの中で充実感、成就感を得ることができると教育活動を展開する。
- ・ 学校行事や生徒会活動、係活動などにおいて、児童・生徒の自発的・自治的な活動を尊重する。

#### ◆「きずなづくり」を意識した取組を行う上での留意点

- ・ 児童・生徒に活動の意義や目的について十分理解させるとともに、子供の能力、適性、興味などに応じた役割を分担する。
- ・ 道徳科や特別活動の指導において、自らの生活や生き方について考える機会を十分にとり、人間としての生き方についての自覚を深めさせ、集団や社会の中で自己を生かす能力を養う。
- ・ 互いに協力して目的を達成する活動を通して、自信を深めたり、他者とすすんで関わりをもったりすることができるよう指導に当たる。

参考：国立教育政策研究所「絆づくりと居場所づくり」平成24年3月  
国立教育政策研究所「いじめの未然防止Ⅰ・Ⅱ」平成24年9月

### 自尊感情や自己肯定感を育む学級づくり

国立教育政策研究所「いじめ追跡調査2013－2015」によれば、いじめられた経験と同様に多くの児童・生徒がいじめた経験をもっており、いじめの被害及び加害は特定の児童・生徒に偏ってはいません。つまり、多くの児童・生徒が、いじめられる、いじめるといった立場を入れ替わりながら、いじめに巻き込まれている実態が明らかとなりました。

特に、暴力を伴わないいじめの場合、一部の児童・生徒がいじめられることを控えても、他の児童・生徒が行為を続けていけばいじめられる児童・生徒は減りません。したがって、全ての児童・生徒を対象とした未然防止の取組を進め、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成、いじめに向かわない学級・学校づくりを考えていくことが重要です。

#### ◆東京都教育委員会では「自尊感情」や「自己肯定感」を次のように定義しています。

「自尊感情」とは

自分のできることでできないことなど全ての要素を包括した意味での「自分」を、他者との関わり合いを通して掛け替えのない存在、価値ある存在として捉える気持ち

「自己肯定感」とは

自分に対する評価を行う際に、自分の良さを肯定的に認める感情

「自尊感情」や「自己肯定感」を高めるためには、思い付きで幼児・児童・生徒を指導しているということでは、効果は期待できません。幼児・児童・生徒が成長する見通しをもって、励まし、認めるような働き掛けを行うとともに、幼児・児童・生徒が互いに認め合えるような意識を育み、互いに認め合える環境を作っていくことが、教師に求められます。

参考：東京都教職員研修センター「自信 やる気 確かな自我を育てるために【発展編】」平成24年3月

## 研修5 いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携

### ねらい

- いじめの未然防止に向けて、学校が保護者や地域、関係機関等と連携することの大切さについて意識を高め、社会全体でいじめに対応できる関係を作る。

### 取組の内容例

#### 1 いじめの未然防止に向けて連携を図る主な関係機関等を確認する。

「地域住民」…民生・児童委員、PTA役員、保護者 など  
 「教育関係」…教育委員会、教育支援センター、東京都教育相談センター など  
 「警察・司法関係」…警察署（少年サポートセンター）、保護観察所、法務局 など  
 「福祉関係」…児童相談所、子供家庭支援センター など  
 「保健・医療関係」…病院、保健所 など  
 「その他」…地域自治会、ボランティア団体 など

#### 2 関係機関等との連携の目的を確認する。

##### 「日常の連携」「緊急時の連携」との二つの連携

##### 日常の連携

- ・児童・生徒の健全育成の推進
- ・教育活動の充実を図るためのネットワークの構築

##### 緊急時の連携

- ・いじめ問題等の発生時の的確な対応
- ・指導困難な状況への効果的な指導の徹底

#### 3 「学校サポートチーム」との日常の連携について自校の取組を見直す。 （「学校サポートチーム」のメンバーと教職員による意見交換会を実施 ※話合いの例）

##### 【現在の取組】

- 保護者会、地域自治会の会合で、「学校いじめ防止基本方針」の内容及び取組について説明するとともに、学校ホームページに掲載する。
- 「学校サポートチーム」会議を定期的で開催する。
- 道徳授業地区公開講座で、情報モラルや健全育成に関する講演や意見交換会を実施する。

##### 【課題の洗い出し】

- 保護者、地域住民に対し、「学校いじめ防止基本方針」を周知する方策を検討する必要がある。
- 「学校サポートチーム」と「学校いじめ対策委員会」との連携体制について、教職員の認識や理解が不十分である。

##### 【今後の取組】

- 入学式及び年度初めの保護者会で、「学校いじめ防止基本方針」について説明するとともに、関係機関等との連携の必要性について周知を図る。
- いじめの未然防止のために実施された取組について、教職員、児童・生徒、保護者を対象に意見を集約し、取組の効果を検証する。

# 研修に当たっての確認事項

## 今、求められる連携 ～学校の「抱え込み」から開かれた「連携」へ～

### ◆ これからの連携の在り方

学校は、学校内で全ての問題を解決しようとするのではなく、状況に応じ、関係機関等に相談したり協力依頼をしたりすることが必要です。

- 「抱え込み」意識からの脱却
  - ・ 学校だけの対応でいじめの問題等を解決することは、一層困難になっているという認識が必要です。
  - ・ 教職員間の共通理解の下に、関係機関等と連携して対応することが必要です。
  - ・ 主たる対応を関係機関等に委ねた場合も、適切な役割分担の下に、一体的な指導が必要です。
- 関係機関等の理解
  - ・ 教職員は、関係機関等の業務内容を十分に把握・理解することが必要です。
  - ・ 関係機関等の機能、組織、担当者名、所在地、連絡先等の一覧を全教職員に配布することが必要です。
- 「開かれた学校」としての対応
  - ・ 関係機関等との連携の基本方針に関して、保護者や地域住民に十分な理解を得ることが必要です。
  - ・ 連携が必要とされる事案について、保護者の理解や地域住民に十分な説明を行うことが大切です。

### ◆ 日常の連携の目的

いじめの未然防止に向けて、専門性のある関係機関等との連携の意義や必要性について、教職員間で理解を深めるとともに、学校の実態に応じ、必要な連携体制を構築していくことが大切です。

区分	目的	具体例
日常の連携	健全育成の推進	・ いじめの未然防止 ・ 家庭教育の支援 情報モラル教育、スクールカウンセラーや精神科医等による保護者や地域住民対象の講演、弁護士によるいじめ予防授業
	ネットワークの構築	・ 情報交換 ・ 連絡体制の整備 情報交換会、連絡協議会、いじめ問題対応マニュアルの作成、関係機関等一覧表の作成
	児童・生徒指導体制の充実	・ 教職員の指導力の向上 関係機関等を招いての研修会、ケース会議、事例検討会

参考：国立教育政策研究所「学校と関係機関等との連携～学校を支える日々の連携～」平成23年3月  
文部科学省「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために」平成16年3月

## 「学校サポートチーム」

【設置目的】 児童・生徒の問題行動等への対応において、保護者、地域、関係機関等と迅速かつ適切に連携協力できる体制を確立し、児童・生徒の健全育成を図るとともに、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、都内全公立学校に設置している。

【構成員】 校長、副校長、保護者、学校医、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所職員、警察職員（スクールサポーター含む）等

## 「学校いじめ対策委員会」と「学校サポートチーム」の連携

### 【未然防止のための取組】

- ・ 保護者会、PTAの会合、保護者会、学校評議員会議等の場を活用して、「学校サポートチーム」との連携の必要性について周知を図る。
- ・ 「学校サポートチーム」との連絡会議を年3回程度開催し、「学校いじめ防止基本方針」に示す取組内容やその進捗状況、児童・生徒の様子等について意見交換を行う。
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の改訂に際して、「学校サポートチーム」から意見を聴取する。

## 研修6 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知

### ねらい

- 児童・生徒の様子から、いじめやいじめの疑いに気付くことができるようにする。

### 取組の内容例

#### 1 児童・生徒の出すいじめのサインの場面と視点について考える。

場面	授業、休み時間、清掃時間、昼食時間、部活動（クラブ活動）や委員会活動 など
視点	顔色、表情、視線、学習態度、声を掛けたときの反応、言葉遣い、身の回りの物、持ち物、友達関係、生活ノート、遅刻や欠席の状況 など

#### 2 いじめやいじめの疑いに気付くための視点について話し合う。

##### いじめやいじめの疑いに気付くための視点（例）

###### 【学級担任、副担任】

- ・ 欠席や遅刻が多くなる。
- ・ 顔色が悪く、元気がない。
- ・ 下を向いて、視線を合わせようとしなない。
- ・ 友達にいじられても愛想笑いをする。
- ・ 負担の大きい役割を請け負うことが多い。
- ・ あからさまに教職員の機嫌をとる。
- ・ 成績が下がる。 など

###### 【専科、教科担当、部活動等担当】

- ・ 部活動を休むことが多い。
- ・ 部活動の準備や片付けが特定の子供に偏る。
- ・ 教職員によって態度を変える。
- ・ 教職員の言動を素直に受け取らない。
- ・ 忘れ物が多くなる。
- ・ 道具が紛失する。 など

###### 【養護教諭】

- ・ 頻繁に保健室を訪れる。
- ・ 授業時間や下校時刻を過ぎても保健室から出ようとしなない。
- ・ 保健室の周りで見かけることが多い。
- ・ けがの状況と本人が話すけがの理由が一致しない。 など

###### 【スクールカウンセラー】

- ・ 全員面接による子供からの訴えがある。
- ・ 保護者から訴えや相談がある。
- ・ 相談室の回りで見掛けることが多い。
- ・ 校内巡視による子供の観察から異変に気付く。 など

#### 3 いじめのサインを受け止めるための校内体制を構築する。

##### 《教職員》

- ・ 栄養教諭、事務職員、用務員、寄宿舎指導員など、全ての教職員と児童・生徒に関する情報交換を行う。

##### 《児童・生徒》

- ・ 全ての教室に、校内にいじめ相談窓口があることを知らせる掲示をする。
- ・ 定期的に教育相談週間を設定する。

##### 《保護者、地域》

- ・ P T A総会や地区懇談会で、スクールカウンセラーによる保護者への面談を積極的に活用するよう紹介する。

## 研修に当たっての確認事項

### いじめを見逃さないために

#### ◆ 本人からの訴えには

- ・ 日頃から、「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、全教職員でいじめを受けている子供を守り抜くための方策を考え、実践しなくてはなりません。保健室や相談室等一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるなどして、心身の安全を確保します。

#### ◆ 周りの児童・生徒の訴えには

- ・ いじめを訴えたことにより、その児童・生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、相談室等、児童・生徒が話しやすい環境を確保して、訴えを真摯に受け止めます。
- ・ 「よく伝えに来てくれたね。」と思いやりのある行動を認め、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝えるなどして、安心できるように配慮します。

#### ◆ 保護者からの訴えには

- ・ 保護者がいじめに気付いたときに、直ちに学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。
- ・ 問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では、信頼関係を築くことは困難です。日頃から児童・生徒の良いところや気になることなど、学校の様子を積極的に伝えます。
- ・ 児童・生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は、自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。

### 早期発見のための手だての例

- 【日々の観察】 ・ 授業時間とともに、休み時間や清掃時間、放課後など児童・生徒の様子に十分留意します。児童・生徒と共に過ごし、積極的にコミュニケーションを図る場面を設けることは、いじめの早期発見に効果があります。
- ・ 出席を確認するときに、児童・生徒一人一人の顔を見て声を聞く、保健室の様子を聞くなど、今までは何気なく行ってきたことを意識的、積極的に行うことで、児童・生徒の些細な変化に気付くことができます。
- 【集団を見る】 ・ 学級内、学年内にどのようなグループがあり、そのグループ内やグループ同士の間関係がどうであるかを把握する必要があります。気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係の改善に導きます。
- 【生活ノート】 ・ 生活ノートや連絡帳の活用により、担任と児童・生徒、保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できます。児童・生徒の気になる様子が伝えられた場合には、スクールカウンセラーからの助言を受けたり、家庭訪問を実施したりして、迅速に状況の確認と対応に努めます。

多くの児童・生徒がいじめの被害者にも加害者にもなり得るということを踏まえ、全ての児童・生徒について、日常からきめ細かな観察を行うことや、些細な様子の変化であっても見落とさずに確認することが重要です。

## 研修 7 いじめの早期発見のための情報共有

### ねらい

- 学級担任任せにするのではなく、全教職員が全児童・生徒の指導に責任を有しているという意識の下、組織的に児童・生徒の状況を観察するとともに、情報共有によりいじめを早期に発見する。

### 取組の内容例

#### 1 情報共有の重要性を理解する。

- いじめへの対応が遅れて、深刻な事態に至った事例を挙げて、情報共有の重要性を確認する。

##### 【事例の概要】

当該生徒に対し、中学校2年生から部活動のグループや同級生からの暴行や金銭強要が繰り返し行われていた。担任教諭は加害生徒に対して、注意を促す、握手をさせるなどの指導を行うだけであった。3年生になり、欠席や遅刻等が多くなったが、担任は、本人や保護者から話を聞くこともなく、「学校いじめ対策委員会」に報告しなかった。

9月になり、集団から暴行を受けた後、学校を無断で欠席したことから、被害生徒の保護者が暴行の事実を知り、加害生徒とその保護者との話し合いがもたれた。

「いじめ問題に関する研究」(平成26年2月)34ページ～38ページ参考  
東京都教職員研修センター 平成26年2月

#### 2 校内で実践している情報共有の方法を確認する。

##### 情報共有の取組例

##### 【校舎内外の巡視】

- ・ 朝、昼休み、放課後に、複数の教職員でチームを組んで校舎と校庭の巡視を行い、教職員は、児童・生徒に積極的に声を掛ける。一人にいるなど気になった児童・生徒については、記録簿に記入し、担当学年に報告する。

##### 【教員同士による情報交換】

- ・ 毎週、「学校いじめ対策委員会」において、校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、スクールカウンセラー及び学年主任で情報交換を行い、早急に対応が必要な児童・生徒への対応策を協議する。また、保護者、地域、警察及び福祉等の関係機関に対して、子供たちの様子で気になることがあったら、どんな小さなことでも遠慮せずに学校に通報してもらえよう、保護者会や「学校サポートチーム」の会議等の際に依頼する。

##### 【生活情報ファイル】

- ・ 電子データによる全児童・生徒のファイル等を作成し、教職員が自由に随時情報を記入する。学級担任、教科担任、養護教諭、部活動顧問はもちろんのこと、事務職員なども気に掛かる児童・生徒の様子を記録する。

#### 3 取組の実施による成果や課題について話し合う。

- 継続して取り組むべきことは何か、現在の情報共有の方法に課題はないかについて確認する。

# 研修に当たっての確認事項

## いじめの早期発見、早期対応のための情報共有

### ◆ 情報収集

多方面から情報を収集することにより、いじめの認知などの適切な判断につながります。そのため、「学校いじめ対策委員会」の定例会議や打合せ以外にも、教職員は日常からほかの教職員や保護者、地域住民等と積極的にコミュニケーションを行い、情報交換をすることが大切です。

【行動1】学級担任とともに、児童・生徒の状況を把握する。

【行動2】情報交換システムを作る。

○ 「報告メモ用紙」、「連携ノート」、「子供を語るノート」などを活用し情報を共有する。

○ 「校内LAN」を活用し、共有フォルダに情報交換用シートを作成し、期日を決めて記入する。

【行動3】学校外からも情報を収集する。

### ◆ 情報集約

課題を明確にすることで、適切に指導・対応をすることができます。そのために、収集した情報を集約し、必要な情報を追加収集します。

【行動4】情報を集約し、分析する。

○ 「学校いじめ対策委員会」では、情報が、「いつの時点のものか」、「複数の情報源から確認できるものか」、「客観性のあるものか」などを検討する。

○ 情報の緊急性と重要性の二つの視点から、対応の在り方を検討する。

【行動5】指導の根拠となる資料を作成する。

○ 「学校いじめ対策委員会」では、各教職員が入力したデータやノート等を基に、欠席状況、指導状況、児童・生徒の傾向などを記入し、対応の方針を色別で分類するなどして、情報を共有しやすいよう工夫する。

※ 収集した個人情報等に係る内容については、その取扱いに十分な注意が必要である。

### 「色別分類シート（例）」 生徒の様子 平成〇〇年〇月〇日

第2学年 赤：(学校全体) 早急な対応 緑：(学年) 継続的な指導 青：(学級) 具体的な対応 黒：解決済み

組	氏名	9/10	9/17	9/24	10/1	10/8	10/15	生徒の傾向等	担任・学年の指導等
1	A	緑	緑	青		青	青	友人関係のトラブル	経過観察
1	B	緑	緑	緑	緑	緑	緑	長期欠席の傾向	継続指導
1	C			青	青	赤	緑	精神的に不安定	継続指導
2	D		赤	赤	赤	赤	赤	いじめの被害	全教職員で守る
2	E	緑	緑	青	青	赤	青	Hさんへのいじめ(加害)	全教職員で指導
2	F				青	青		女子に嫌がる発言	経過観察
2	G			青	青	赤	青	Hさんへのいじめ(加害)	全教職員で指導
3	H						青	友人関係のトラブル	経過観察
3	I		緑	緑	緑	緑	青	長期欠席の傾向	経過観察

### 第2学年 学級の様子 平成〇〇年〇月〇日 (担任による記入例)

赤：早急な対応 緑：継続的な指導 青：学年・学級での具体的な対応 黒：解決済み

組	生徒の傾向等	担任・学年の指導等
1	Aさん：グループ内でいじめたりいじめられたりを繰り返す。	個々で話を聞き、個別指導中
1	Bさん：9月から欠席が続く。	継続指導 家庭訪問 スクールカウンセラーによる面談実施
2	Eさん：Hさんに対する悪口が続く。	「学校いじめ対策委員会」で対応を決定
2	Gさん：Eさんに同調し、悪口を言う。	「学校いじめ対策委員会」で対応を決定

参考：国立教育政策研究所「生徒指導の役割連携の推進に向けて」平成23年3月

## 研修 8 いじめの解消に向けて効果のあった取組

### ねらい

- いじめの解消に向けて効果のあった取組事例を通して、「学校いじめ対策委員会」の役割についての理解を深め、いじめ問題に対し、組織的に対応できるようにする。

### 事例研修の進め方

#### 1 個人演習

- ・「事例の概要」を読み、いじめを解消するためにはどのような指導及び関係機関等との連携を行う必要があるのかについて、取組の経過を記入する。

#### 2 グループ協議

- ・グループで意見交換を行う。
- ・取組の経過をグループで話し合い、まとめる。

#### 3 全体発表

- ・事例の概要の問題点及び取組の経過について発表する。

#### 4 事例における対応についての評価

- ・自校の「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的な取組となっているかなどについて、校長による解説と講評を行う。

#### 5 事例からの学び

- ・事例研修を振り返り、学んだことをまとめる。

### 組織的な対応を行うための改善のポイント

- 1 教職員は、いじめの定義を十分に理解し、児童・生徒との日常的な関わりを通して、児童・生徒の様子の変化をきめ細かく観察する。
- 2 教職員は自分が担任する学級・学年にかかわらず、児童・生徒の様子で気になることを見聞きした場合、全ての事案について、迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。
- 3 教職員から報告を受けた事案は、校長の指示の下、「学校いじめ対策委員会」で協議を行う。
- 4 「学校いじめ対策委員会」が認知したいじめに対しては、対策委員会が具体的な対応の在り方等について協議し、校長が決定する。教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。

## 異学年との関わりがいじめに発展した事例

### 〈事例の概要〉

放課後、児童三人が、「先生、Aの靴が片方ありません。」と担任に訴えてきた。児童Aは学年を問わず人気があり、目立つ存在の児童であるが、靴が見当たらないためか不安そうな顔をしている。担任は児童Aと児童らと一緒に昇降口の靴箱付近を探したが児童Aの靴は見当たらない。さらに、校舎の周りを探し始めたところ、校舎の裏側で児童Aの靴が見付かった。靴の中には砂利がいっぱい詰めてあり、靴の中に詰められた砂利をのけると、奥の方に小さな紙切れが入っていた。紙切れには、児童Aに対する悪口が書かれていた。

翌日の昼休み、昨日児童Aとともに靴を探した児童Bは、担任に対して「最近、児童Aが上級生の児童Cと児童Dとよく話している。児童Aは、児童Cと児童Dが教室に来るとそわそわし、困ったような表情をしていることがある。」と話した。

### □ 取組の経過

### □ 事例からの学び

## 取組の経過概要

### 事案発覚からの情報共有

- ・ 担任は学年主任に報告した。
- ・ 学年主任は、生活指導主任に報告するとともに、児童Aの保護者に電話で状況を伝えた。
- ・ 児童らと児童Aの靴を探した。⇒ 発見した。
- ・ 「学校いじめ対策委員会」にて事案を「いじめ」と捉え、今後の対応と役割分担を決定した。

### 児童Bからの報告による事実の確認

- ・ 担任は、児童Bから最近の児童Aの気になる様子の情報を得た。
- ・ 新たな情報を学年主任に報告した。
- ・ 関係児童の担任へ報告した。

### 加害児童への対応

- ・ 「学校いじめ対策委員会」で、複数教職員による聞き取り態勢を確認した。
- ・ 児童C、児童Dの聞き取りから、新たな児童Eの関与が判明した。
- ・ 児童Aの保護者に、これまでの経緯を説明するとともに、児童C、児童D、児童Eの保護者に状況を伝えた。
- ・ 担当学年と生活指導主任を中心に、靴を隠した動機、それぞれの思い、言い分をじっくりと聞いた。他人の痛みを理解できるよう、指導を根気強く行った。

### 被害児童への対応

- ・ 担当学年の教員とスクールカウンセラーが、児童Aの不安を解消するための支援を行った。また、週に一度、担任と児童Aが個別に面談する時間を設定するとともに、適宜、スクールカウンセラーとも面談を行い、その後の様子の確認や心のケアを行った。

### 学校体制と関係機関等との連携

- ・ 校内における休み時間や登下校の様子を観察するための校内体制を整え、複数の教職員で児童を見守った。
- ・ 民生・児童委員、児童館の職員に、いじめの実態を伝え、該当する児童の様子の見守りを依頼した。

## 事例が解決に至ったポイント

### 異学年の集団への対応

異学年が関わる休み時間や登下校時での問題であったため、見守り担当教員による行動観察、継続的な支援を行った。また、地域や保護者による通学路ボランティアパトロールとの情報交換を密に行ったことにより、児童の人間関係を把握することができた。

### 異学年交流による人間関係づくり

クラブ活動や委員会活動、1年生から6年生の編成で活動を行う縦割り班では、自分で判断して行動する力、所属意識と高学年としての役割意識の向上に焦点を当てた。教職員が、児童の主体性を高めるために、目的や内容を明確にする場を設定したり、一人一人を丁寧に見て、変容や伸びを称賛することによって、自尊感情や自己肯定感を高めたりする取組を行った。

### 「学校いじめ対策委員会」の機能

「学校いじめ対策委員会」へ報告する体制が確立していたため、全教職員の共通理解の下に、一貫した指導と、速やかな対応が実現した。

## 児童の特性に応じて関係機関等と連携した事例

### 〈事例の概要〉

児童 A は、周りの雰囲気を感じ取ったり、友達とうまくコミュニケーションを図ったりすることが不得意である。また、こだわりが強く協調性に欠けるため、周囲とトラブルになることも多い。学級内で、次第に児童 A を敬遠する雰囲気が感じられたが、児童 A が気にする様子は見られなかった。

ある日、担任は、児童 A の座席の一つ後ろの児童 B が、児童 A に対して必要以上に避ける態度をとっていることに気付いた。担任は児童 B の様子をしばらく見守っていたが、班で集めて提出するプリントを児童 A のものだけ集めなかったり、児童 A が落とした消しゴムを蹴ったりする行動が見られたため、その日の放課後、児童 B と個別面談を行った。児童 B は児童 A の行動が不快であり、嫌悪感が増していったという主旨の話をした。

三日後、児童 A の保護者から校長に電話があり、同じ学級の児童の保護者から、学級内での児童 A の様子を心配する話を聞き、事実ならば納得がいかないとの話があった。

### □ 取組の経過

### □ 事例からの学び

## 取組の経過概要

### 対応方針の決定

- ・ 保護者からの電話後、「学校いじめ対策委員会」による協議を行い、今後の方針を検討した。
- ・ 児童Aの保護者と面談し、信頼の回復に努めるとともに、専門医の助言を受けることを進めることとした。
- ・ 担任は児童Aと話し合い、日頃の思いを受け止めることとした。
- ・ 学年が一体となり、学級集団への指導に当たることとした。
- ・ スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーターと連携して、児童Aのサポートを行うこととした。

### 児童Aの支援体制づくりと、関係機関等との連携

- ・ 児童Aが医療機関で診察を受けるとともに、学校は必要に応じて医療機関と連携して指導に当たっていくことについて保護者から了解を得た。
- ・ 学校は、児童Aの「学校生活支援シート」を作成するとともに、児童Aについて全教職員に周知し、サポートできる体制を確認した。
- ・ 担任は、児童Aに、嫌なことや困ったことがあったらすぐに担任に相談に来るように話すとともに、学校は必ず児童Aを守ると伝えた。

### 学級の児童への指導

- ・ 担任は、学級の児童に対して、いかなる理由があっても、いじめは絶対に許されない行為であることを指導した。
- ・ いじめを受けて心が傷付いた児童Aの気持ちを考えさせた。
- ・ 道徳や学級活動を通して、「思いやり」や「個性（自分らしさとその人らしさ）」について話し合う時間を設定した。

### 学級の保護者への説明

- ・ 担任は、児童Aの保護者の了解を得て、保護者会で学級の中で児童Aを避けたり疎外したりする行為が見られていることを伝えた。
- ・ その上で、今後の学校の指導方針を説明し、学校の指導等について協力を求めた。

## 事例が解決に至ったポイント

### 「学校生活支援シート」を活用した関係諸機関等との連携

定期的な支援会議を通して、学校と家庭、関係機関等による「学校生活支援シート」に基づいて、支援の役割分担や今後の方針等について話し合った。様々な観点から情報交換することにより、適切な指導や支援を行うことができた。

※「学校生活支援シート」とは、本人や保護者の希望を踏まえて、教育、保健・医療、福祉等が連携して、児童・生徒を支援していく長期計画のこと（平成26年 東京都教育委員会「これからの個別の教育支援計画」より）。

### 児童に対する正しい理解

この事例は、周囲が児童Aの特性を理解しないまま学年が上がり、いじめへとつながったものである。まず、自分のことを理解してもらえず、必要な支援を受けることができなかった児童Aのこれまでのつらさや苦しさについて全ての児童が理解できるようにすることに努めた。少しずつ児童A自身の行動に落ち着きが見られ、ほかの児童も児童Aの特性に配慮できるようになった。

### 保護者への綿密な報告

保護者から悩みや要望を聞き、その思いを受け止めることに努めた。その上で、いかなるときも、全力でAを守り抜くことを保護者に伝えたことにより、信頼関係を築くことができた。教職員は、児童Aの行動面だけに着目して対応することがないよう、その背景を踏まえて指導に当たったことが問題の解決につながった。

## いじめる側といじめられる側が逆転した事例

### 〈事例の概要〉

生徒Aは、ユーモアがあり行動力もあることから学級内でも一目置かれる立場である。生徒Aといつも一緒に行動するグループ内では、時々生徒Aが強い語調で生徒Bと生徒Cに接したり指示を出したりする姿が見られることもあったが、問題があるようには見えなかった。

ある日、生徒Bと生徒Cから、「生徒Aが自己中心的で困っている。」という相談を受けた。担任は生徒Aのグループでの関係を注意して見るようになり、自己中心的な発言が見られたときには、その場で指導した。その後、生徒Bと生徒Cからは、「関係が良くなった。」との報告があり、担任は安心していた。

しかし数日後、生徒Bと生徒Cが中心となり、生徒Aが発言するとほかの生徒と目くばせをしたり、生徒Aの背後から不自然なせき払いをしたりするなどの様子が見られた。担任は生徒Bと生徒Cに話を聞くと、「今までやられたことをやり返しているから悪くない。」と答えた。

1か月ほど経ち、生徒Aがたびたび遅刻するようになった。保護者に電話をしても、「自分も今起きたばかりで、生徒Aは家にいないので、朝いつものように家を出たと思う。」との回答だった。ある朝、保護者に連絡がつかなかったため、教職員が分担して生徒Aを探したところ、公園で泣いている生徒Aを発見した。生徒Aは泣きじゃくりながら、「生徒Bと生徒Cから金銭を要求された。家の人に相談しても聞いてもらえない。」と話した。

### □ 取組の経過

### □ 事例からの学び

## 取組の経過概要

### いじめの認知と 情報共有

- ・ 公園で泣いている生徒Aを発見した教職員は、直ちに校長に報告した。
- ・ 校長は直ちに「学校いじめ対策委員会」を招集し、生徒Aに対する行為をいじめと認知するとともに、解消に向けた今後の方策を検討するよう指示した。
- ・ 「学校いじめ対策委員会」が策定した対応方針に基づいて、担任は学年主任とともに生徒Aに聞き取りを行い、生徒Bと生徒Cからの金銭要求等の事実確認を把握した。
- ・ 担任と学年主任は生徒Bと生徒Cにも聞き取りを行い、生徒Aに対する金銭要求の事実を確認するとともに、生徒Aに対する思いを聞いた。
- ・ 副校長は金銭要求の事実について、スクールサポーターに連絡した。

### 生徒Aの支援体制 づくりと、関係 機関等との連携

- ・ 担任がいじめの事実について生徒Aの母親に連絡したところ、生徒Aの母親は「仕事が忙しく、あまり生徒Aに関わっていない。」と話した。
- ・ 担任から報告を受けた校長は、「学校サポートチーム」を招集し、生徒Aの家庭支援を含めた今後の方策について協議することを依頼した。
- ・ 「学校サポートチーム」での協議を受け、担任とスクールソーシャルワーカーが、交互に生徒Aの家庭を訪問して、学校と生徒Aの母親との関係を築いた。

### いじめ解消に 向けた対応

- ・ スクールカウンセラーが生徒Aと面談を行い、心のケアを行った。
- ・ 担任は、生徒Bと生徒Cに対して、金銭を要求することは犯罪行為となることを伝えるとともに、いじめを受けて心が傷付いている生徒Aの気持ちを考えさせた。
- ・ 生徒Aに了承を得た上で、生徒A、生徒B、生徒Cによる話合いの場を設定し、担任同席の下で互いの気持ちを素直に伝え合わせた。その後、生徒Bと生徒Cは謝罪した。

### 生徒Aの家庭支援 に向けた対応

- ・ スクールソーシャルワーカーが、生徒Aの母親が在宅する日中に家庭訪問を行う中で、生徒Aの学校での状況を伝えるとともに、生活上の悩み等の相談に乗りながら家庭支援につなげた。

## 事例が解決に至ったポイント

### 「学校サポートチーム」の活用

外部人材により構成された組織である「学校サポートチーム」を活用し、生徒Aの家庭への支援や、生徒Bや生徒Cへの指導について協議することを通して、適切な指導や支援を行うことができた。

### 生徒への適切な指導

この事例は、生徒Aと生徒B、生徒Cのいわゆる「力関係」が逆転することで発生した事案である。まず、生徒Bと生徒Cの気持ちに寄り添いつつも、だからと言って生徒Aにいじめを行ってよいという理由にはならないことや、いじめを受けて心が傷付いた生徒Aの気持ちを理解させるようにした。また、金銭の要求については、警察のスクールサポーターとも連携しながら、犯罪行為であり絶対に許されない行為であることを指導した。

### スクールソーシャルワーカーを活用した生徒Aの家庭支援

スクールソーシャルワーカーが生徒Aの家庭訪問を行う中で、生徒Aの母親とも信頼関係を築くとともに、母親から伝えられた生活上の悩み等の相談に乗ることを通して、生徒Aの家庭支援につなげた。

## SNSの書き込みからいじめが発見された事例

### 〈事例の概要〉

生徒Aは、学級委員として活躍するなど、学校生活において、何事にも積極的に取り組み、夏休み前の欠席は1日もなかった。

しかし、9月に入ったばかりの2週間の間に3回、腹痛や気分の悪さを訴え、保健室で身体を休めることが続いた。

担任は、休み時間、生徒Aに、家庭の様子や友人関係などについて聞いたところ、話しづらそうに、「誰にも言わないでください。」と前置きした上で、「最近、仲の良かった生徒Bたちとうまくいっていない気がする。」と話した。担任が「どうして、そう思うの。」と聞くと、生徒Aは、「何となく。」とだけ答えた。

担任は、生徒Aを気に掛けて観察していたが、生徒Aは、教室に戻ると、以前と同じように、授業中に発言する等、意欲的に取り組んでいた。担任は、しばらく様子を見ることにした。

9月下旬のある日の昼休み、担任は、暗い表情をして沈み込み、教室に一人でいる生徒Aに気付いた。担任は、その日の放課後、生徒Aに「何か心配なことがあるの。」と聞くと、生徒Aは、「昨日、生徒Bたちから、SNSに『お前、調子に乗るなよ。ばか。』と書き込まれた。」と話した。

### □ 取組の経過

### □ 事例からの学び

## 取組の経過概要

### いじめの認知と 情報共有

- ・ 担任は生徒AにSNSの書き込みを削除しないよう伝えるとともに、学年主任に報告した。
- ・ 学年主任は、生活指導主任及び管理職に報告した。
- ・ 校長は担任に事実確認を行うよう指示するとともに、直ちに「学校いじめ対策委員会」を招集した。
- ・ 「学校いじめ対策委員会」にて事案を「いじめ」と捉え、今後の対応と役割分担を決定した。

### 生徒Aの支援体制 づくりと事実の確認

- ・ 担任は、生徒Aから、生徒Bたちとの関係について聞き取りを行い、新たに生徒Bのグループのメンバーである生徒C、生徒Dの情報を得た。
- ・ 担任は、生徒Aから得た新たな情報を学年主任に報告した。
- ・ 担任は生徒Bを含む関係生徒の担任へ報告した。
- ・ スクールカウンセラーは生徒Aとの面談を通して、生徒Aの心のケアを行った。

### 加害生徒 への対応

- ・ 生徒Aから聞き取った内容やSNSの書き込みを基に、生活指導主任及び生徒B、生徒C、生徒Dの担任が、個別に聞き取りを行い、SNSに書き込みをした理由やそれぞれの思い、言い分をじっくりと聞いた。他人の痛みを理解できるよう、指導を根気強く行った。
- ・ 担任は、生徒Aの保護者にこれまでの経緯と今後の対応について説明するとともに、生徒B、生徒C、生徒Dの保護者にも同様の内容を説明した。

### 生徒A及び加害 生徒への対応

- ・ 生徒A及び生徒B、生徒C、生徒Dの了承を得た上で、生活指導主任と担任が同席して話し合いの場を設定した。毎日下校時に、担任は生徒Aと簡単な面談を行って、生徒Aの状況を把握するとともに、適宜、スクールカウンセラーとの面談を設定して、生徒Aの心のケアを行った。

### 学校体制と情報 モラル教育の推進

- ・ 担任は指導の経過を「学校いじめ対策委員会」に報告するとともに、休み時間や登下校の様子を観察するための校内体制を整え、複数の教職員で生徒Aの見守りを行った。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめを阻止することを目的として、情報モラルに関する授業を全学年で実施した。

## 事例が解決に至ったポイント

### SNS上のいじめへの対応

担任は、生徒Aからの第一報を受け、SNSの書き込みを削除しないよう伝え、書き込みを保存しておくことで、その後の事実確認をスムーズに行うことができた。また、いじめに関する授業として生徒のSNS利用の実態を基に、情報モラルに関する授業を実施した。

### 「学校いじめ対策委員会」における迅速な協議

校長のリーダーシップの下、速やかに「学校いじめ対策委員会」を招集し、いじめの早期解決に向けて、対応を協議することができた。

### 教職員同士の組織的な対応の推進

「学校いじめ対策委員会」で決定した役割分担を踏まえ、担任、生活指導主任、スクールカウンセラー等が連携しながら対応することができた。また、対応後も複数の教職員で生徒Aの見守りを行い、学校全体で組織的に対応することができた。

1 教員が小さなトラブルに気づきいじめを発見した事例

新規採用1年目のA教諭（3年生担任）は、午後に予定されている若手教員育成研修会に参加するため、急いで更衣室に向かっている途中、廊下でプロレスごっこをしている6年生の児童B（男子）らの様子を見掛ける。

【被害の子供：小学校6年 男子】

A教諭は、廊下でプロレスごっこをしている6年生男子児童らを見発見

A教諭は研修会場に向かう路上で、携帯電話から副校長に報告

昼休み、学校いじめ対策委員会で協議

夕刻、学校いじめ対策委員会で、いじめの判断、対応について協議

児童B 「いてててて。」  
A教諭 「どうしたの。」  
児童B （笑いながら）「大丈夫です。」

A教諭 （心の声）「仲よく遊んでいるように見えたし、6年生ってあんなものなのかも… 研修に遅れるわけにはいかない。」

校長 （A教諭の記憶の中の声）「子供の様子で気になることを見聞きしたら、どんな小さなことでも、すぐに学校いじめ対策委員会に伝えてください。」

A教諭 （心の声）「やはり、念のため連絡しておこう。」  
A教諭 【携帯電話を操作し】「副校長先生、私の思い過ごしかもしれませんが、実は学校を出る前に…」

副校長 「昼休みに学校いじめ対策委員会のメンバーを集め、私から伝えておきます。」

生活指導主任 「B君のプロレスの相手は、C君やD君ではないですか。」

養護教諭 「B君はよく保健室に来るから、この後すぐ、私から聞いてみます。」

担任 「私は、B君の保護者に、家で気にならないか聞いてみましょう。」

学年主任 「私は、C君とD君に、誰から聞いたとは言わずに、『給食準備中にプロレスをやっていたそうだけど…』と聞いてみますね。」

養護教諭 「B君は、『何でもない。』としか言いませんでした。」

担任 「母親からは、息子は、最近元気がなく、『C君やD君と遊びたくない。』と言っていると聞きました。母親に『電話いただきありがとうございますございました。』と言われたので、A先生がはじめて気付いたことを伝えました。」

学年主任 「C君も、D君も、ふざけているだけと言っていますが…」

校長 「B君が悩んでいることが分かりました。学校としていじめと認知します。では、これからの対応について考えていきましょう。」